

トクヤマグループは、「トクヤマグループ行動憲章」のもと、『トクヤマグループ知的財産の基本方針』（以下、「本方針」）を定め、トクヤマグループの全役職員はこれを遵守してまいります。

『トクヤマグループ知的財産の基本方針』

1. 基本的な考え方

トクヤマグループは、知的財産は重要な会社資産であるとの認識のもと、知的財産の創造と活用を促進することにより、持続的な成長と企業価値を高める活動に取り組みます。

2. 適用範囲

本方針は、トクヤマグループの全役職員に適用します。

3. 法令の遵守

トクヤマグループは、知的財産権に関する法令を遵守します。他者の知的財産権を尊重します。また、自己の正当な権利に基づき、権利行使を行います。

4. 重点取り組み

トクヤマグループは、以下の4点に重点をおいて、事業に貢献する知的財産活動を推進します。

1) 知的財産の確実な保護・権利取得

研究開発の成果である知的財産を確実に保護し、権利取得することにより、将来の事業の強みとします。

2) 知的財産の有効活用

知的財産を最大限に活用することにより、顧客に新たな価値を提供する価値創造型企業を目指します。

3) 事業部門と知的財産担当部署との連携

事業活動を行う上で、他者の知的財産権を尊重し、事業部門と知的財産担当部署との緊密な連携により迅速かつ適切に対応します。

4) 情報開示

知的財産活動について適切でわかりやすい情報開示を適宜行います。

5. 教育・啓発

トクヤマグループは、役職員個々の業務・階層に適合した教育・研修を行うことにより、知的財産権に対する意識および実務能力の向上に努めます。

2023年4月1日